

練馬区景観条例の概要

1 制定の理由

練馬区の地域特性や魅力を生かした「まちづくり」を行い、良好な景観の形成を図り、豊かさとやすらぎのある暮らしを実現するため、景観行政の基本的な考え方である景観計画を策定し、その仕組みについて必要な事項を定める条例を制定する。

2 条例の内容

第1章 総則（第1条－第7条）

目的、定義、基本理念、区の責務、区民等の責務、事業者の責務ならびに近隣区市および東京都との協議について定める。

(1) 条例の目的

景観法（平成16年法律第110号）の規定に基づく景観計画の策定、区が推進する良好な景観の形成に関する施策等について必要な事項を定めることにより、区の自然、歴史、文化等の地域特性を反映した景観の形成を図り、もって区民が誇りと愛着を持って住み続けられる、魅力あるまちの実現に寄与することを目的とする。

(2) 基本理念

区民等、事業者および区は、つぎに掲げる基本理念にのっとり、相互の連携および協力のもと、良好な景観の形成に積極的に取り組むものとする。

ア 良好な景観は、区の個性であるみどり豊かな自然、歴史、文化および地域の特性に応じたまちなみの調和により形成されなければならない。

イ 良好な景観は、現に存する良好な景観を保全することのみならず、まちづくりを通じて良好な景観を新たに創出し、区民共通の資産として次世代に引き継いでいくことを旨として形成されなければならない。

第2章 景観計画（第8条・第9条）

景観計画の策定（法委任事項（景観法により条例に委任されている事項をいう。以下同じ。））および景観まちづくり地区の指定（独自制度）について定める。

第3章 行為の規制等（第10条－第18条）

法委任事項として、行為の届出事項、届出適用除外事項、特定届出対象行為、景観計画区域内における指導、行為の届出に対する勧告等および特定届出対象行為に対する変更命令等について定める。

また、独自制度として、大規模建築物の建築等に係る事前協議および事前協議の指導等について定める。

第4章 景観重要建造物等の保全等（第19条－第25条）

景観重要建造物または景観重要樹木の指定（いずれも法委任事項）に必要な事項について定める。

また、地域景観資源登録制度（独自制度）について定める。

第5章 景観協定等（第26条・第27条）

景観協定（法委任事項）の締結に必要な手続について定める。

また、景観まちなみ協定制制度（独自制度）を設け、当該協定の認定に必要な手続について定める。

第6章 公共施設等の景観形成（第28条・第29条）

公共施設等（区が設置または管理する公共施設、建築物および工作物のうち、規則で定めるもの）の整備に関する良好な景観の形成のための方針を定めることなどを定める。

第7章 景観整備機構（第30条）

景観整備機構の指定（法委任事項）等の手続について定める。

第8章 委任（第31条）

この条例の施行について必要な事項は、規則へ委任することを定める。